

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当		担当者名	電 話
			環境施設課	施設係	齊藤 幸司	671-4386

設 計 書

1 委 託 名 横浜市東部斎場のインフラシェアリングによる携帯電話電波改善対策業務委託

2 履 行 場 所 鶴見区大黒町18-18

3 履行期間 期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
 又は期限 期限 令和9年 3月 31日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要
横浜市東部斎場の対象範囲内において、インフラシェアリングによる携帯電話電波改善対策業務委託を行うものである。

8 部 分 払

す る (回以内)

し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額
 ※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委 託 代 金 額		¥ _____
内 訳	業 務 価 格	¥ _____
	消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
携帯電話事業者 負担金						
(株)NTTドコモ		1	式			
KDDI(株)		1	式			
ソフトバンク(株)		1	式			
楽天モバイル(株)		1	式			
受託者負担金		1	式			
保守点検費用		1	式			
業務価格						
消費税及び地方消費 税相当額						
委託代金額						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

仕 様 書

1 件名

横浜市東部斎場のインフラシェアリングによる携帯電話電波改善対策業務委託

2 適用

本仕様書は、横浜市東部斎場のインフラシェアリングによる携帯電話電波改善対策業務委託（以下、「本委託」という。）に適用する。

3 適用規程

本委託は、横浜市契約規則および委託契約約款を適用する。

4 設計図書

設計図書とは、質問回答書、設計書、図面、本仕様書等をいい、すべての設計図書は相互に補完するものとする。

5 設計図書の優先順位

設計図書の優先順位は次のとおりとする。

- (1) 質問回答書
- (2) 設計書
- (3) 図面
- (4) 仕様書

6 適用法令等

- (1) 電気通信事業法
- (2) 電波法
- (3) 電気事業法
- (4) 国際標準技術規格（3GPP、IEEE、ITU等）
- (5) その他関連する法令等

7 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

8 履行場所

横浜市鶴見区大黒町18番18
横浜市東部斎場

9 業務委託内容

横浜市東部斎場（以下、「本物件」という。）の対象範囲内（別紙1）において、インフラシェアリングによる携帯電話電波改善対策を行うものである。

業務としては、本物件内にインフラシェアリングに必要な通信設備機器等（以下、「本設備」とい

う。)を設置する「通信設備設置業務」および本設備設置後に携帯電話が繋がるよう電波を発射し必要な保守点検を行う「保守点検業務」とする。

(1) 共通事項(「通信設備設置業務」、「保守点検業務」)

- ア 電波改善対策を行う携帯電話事業者は、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社とする。これ以外の携帯電話事業者の電波改善対策を行う場合には、委託者と協議を行うこと。
- イ 本設備とは、受託者の共用設備(親機、子機)一式、共用アンテナ設備一式、ケーブルその他付帯設備一式および携帯電話事業者の無線基地局その他付帯設備一式とする。
- ウ 通信規格は、第4世代移動通信システム(4G)とする。ただし今後、通信規格の高度化等に伴い本設備に変更や追加が生じる場合、速やかに委託者と協議を行うこと。
- エ 本委託の履行にあたり携帯電話事業者または総務省と協議が必要な場合、委託者と協議を行ったうえで進めること。
- オ 電波は、対象範囲内(別紙1)において、原則として基準信号受信電力(RSRP) -105 dBm以上かつ基準信号受信品質(RSRQ) -12 dB以上を維持しなければならない。ただし委託者が認めた場合はこの限りではない。
- カ 本委託に伴う電気料は原則として委託者の負担とする。
- キ 受託者は、委託者の担当者と打合せを行った際には遅滞なく打合せ議事録を提出すること。
- ク 委託者は、本設備を善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。また委託者は、自己の財産におけるのと同一の注意をもって本設備を保管する。
- ケ 保守点検業務は、本委託終了後から単年度による契約を継続して行う予定(本委託終了後から10年以上を想定)としているが、将来保守点検業務の終了に伴う本設備の撤去および原状回復に要する費用は受託者の負担により行うものとする。なおこの場合、撤去および原状回復に要する期間は委託者と受託者の協議により決定するものとする。
- コ 本設備におけるパーソナルデータの取り扱いは、携帯電話事業者と携帯電話等電子機器所有者間において契約時に承認されている範囲にとどめること。また受託者は本設備を通じて送受信される全てのデータについて、保存または解読を行わないこと。

(2) 通信設備設置業務

- ア 本業務の開始にあたり、事前に業務実施計画書(業務目的、実施工程表、本設備の設置場所を記載した図面、作業手順、実施体制等を記載)を提出し委託者と協議を行うこと。
- イ 本設備は、地下1階倉庫内に携帯電話事業者の無線基地局、受託者の共用設備のうち親機、各階EPS内に同子機および施設内の適切な位置に共用アンテナ設備等を設置するものとする。なお、電源については地下1階倉庫で75A、各階EPSで20Aまで委託者から供給する。
- ウ 令和9年2月28日までに本設備の設置を完了し、電波測定を行い携帯電話の使用に支障が無いことを確認するものとする。
- エ 電波測定は、(1)オに記載の電波が確保されていることを確認するものとし、測定後は電波測定結果報告書(測定日時、測定位置、測定者、測定内容、測定結果等を記載)を委託者に提出すること。なお電波測定は各階ごと複数箇所とし、具体的な位置については委託者と協議のうえ決定するものとする。また受託者は委託者が本物件内で電波確認を行う場合には協力すること。

- オ 設置作業にあたっては本物件に損傷を与えないように十分注意するとともに万が一損傷を与えた場合は受託者の責任により復旧もしくは費用負担を行うこと。
- カ 施設内では建築、電気設備、電気通信設備、空気調和設備など複数の工事が進捗しているため、現場代理人や工事監督員などの工事関係者との連絡調整を密に行い斎場全体の工事工程に影響が生じないように作業を行うこと。

(3) 保守点検業務

- ア 本業務の開始にあたり、事前に業務実施計画書（業務目的、実施工程表、業務内容、実施体制等を記載）を提出し委託者と協議を行うこと。
- イ 令和9年3月1日から履行期間完了まで携帯電話の使用に支障が無いよう電波を発射し、本設備について安定的な電波環境の維持のため遠隔監視と定期点検による保守業務を行うものとする。
- ウ 遠隔監視は常時実施することとし、不具合が発生した場合は速やかに委託者または委託者の指定する者に報告のうえ復旧を行うものとする。復旧後は委託者に報告書を提出するものとする。
- エ 定期点検は、年度末（3月下旬）に電波測定および外観点検により実施するものとする。電波測定は、(1)オに記載の電波が確保されていることを確認するものとし、測定後は電波測定結果報告書（測定日時、測定位置、測定者、測定内容、測定結果等を記載）を委託者に提出すること。なお電波測定は各階ごと複数箇所とし、具体的な位置については委託者と協議のうえ決定するものとする。
外観点検は目視により本設備の損傷等の有無を確認するものとし、点検後は外観点検結果報告書（点検日時、点検者、点検場所、点検結果等を記載）を委託者に提出すること。
- オ 保守点検業務を受託者以外の者（以下、「保守点検業者」という。）が行う場合、保守点検業者の商号または名称、所在地、連絡先を委託者に通知すること。通知時期は保守点検業務の着手前までとする。また保守点検業者に変更があった場合は、その都度通知すること。
なお携帯電話事業者の無線基地局等に関する保守点検業務は、受託者の責任のもと実施することとし、本物件内に立ち入りが必要となった場合は速やかに保守点検業者の商号または名称、所在地、連絡先を委託者に通知すること。さらに携帯電話事業者側の故意または過失により委託者に損害が生じた場合には受託者の責任により一切の対応を行うこと。
- カ 突発的な電波障害が発生した場合、速やかに復旧に向けた対応を行うこと。また本物件利用者より電波環境の悪化に起因してクレームを受けた場合、委託者又は委託者の指定する者から受託者に連絡するものとし、連絡を受けた受託者は速やかに適切な対応を行うこと。
- キ 本設備の不具合について復旧に要する費用は受託者の負担とする。ただし、委託者の故意または過失により不具合が発生した場合の復旧費用は、委託者の負担とする。
- ク 本設備の移設が必要となった場合、書面により相手方に通知するものとし、受託者により本設備の移設を行うものとする。なお移設費用は、委託者の都合による場合は受託者が委託者へ費用を請求できるものとし、受託者の都合による場合は受託者の負担とする。支払方法については双方協議のうえ定めるものとする。
- ケ 受託者は、本物件が年次点検を実施する際には協力を行うこと。
- コ 委託者および委託者の指定する者は、本物件の保守管理上必要な場合は、予め受託者に通知したうえで本設備の設置場所に立ち入り、本設備の点検その他必要な措置を講じることがで

きるものとし、受託者はかかる措置に協力するものとする。ただし、緊急または非常の場合等、委託者が予め受託者に通知することができない場合は、事後速やかに受託者に通知することで足りるものとする。

- サ 受託者は、本設備に不具合が発生するなど緊急時において休場日、夜間を問わず本物件内に立ち入ることができるものとする。ただし立ち入りにあたり受託者は、委託者または委託者の指定する者の指示に従い所定の手続を遵守するものとする。

(4) 費用

ア 本委託において委託者が支払う費用は、次のとおりとする。

(ア) 携帯電話事業者の無線基地局設置等に要する費用（受託者を通じて携帯電話事業者に支払われる費用とし以下、「携帯電話事業者負担金」という。）

(イ) 受託者が共用設備、共用アンテナ等を設置する費用（以下、「受託者負担金」という。）

(ウ) 保守点検費用

イ 携帯電話事業者負担金は、契約時に提出される内訳書の金額を原則とする。ただし、携帯電話事業者側の都合により契約時点から金額が変更となる場合、変更理由および変更金額の増減根拠がわかる資料（契約時および変更後の契約書の写しなど金額の増減根拠がわかる資料）を提出し、委託者と協議のうえ金額を確定させること。

ウ 受託者は、受託者負担金について携帯電話事業者が費用の一部を負担することが判明した場合、速やかに金額の根拠がわかる資料を提出することとし、この場合、委託者が支払う費用は当該負担金額を差し引くものとする。

エ 受託者は、保守点検費用または電気料について携帯電話事業者が費用の一部を負担することが判明した場合、速やかに金額の根拠がわかる資料を提出することとし、この場合、委託者が支払う費用は当該負担金額を差し引くものとする。

(5) 提出書類

ア 業務実施計画書（通信設備設置業務、保守点検業務）

イ 業務実施報告書（電波測定結果報告書、外観点検結果報告書を含む）

ウ 打合せ議事録

エ 携帯電話事業者負担金について変更理由および変更金額の増減根拠がわかる資料[※]（契約時点から金額が変更となる場合）

※提出された資料の内容について委託者から携帯電話事業者に直接照会する場合あり

オ 受託者負担金一部費用負担根拠資料（携帯電話事業者が費用の一部を負担する場合）

カ 保守点検費用一部費用負担根拠資料（携帯電話事業者が費用の一部を負担する場合）

キ 官公庁等届出書類の写し

ク その他、委託契約約款等により提出が必要な書類（委託契約履行着手届出書、現場責任者・業務従事者選定通知書、委託代金内訳書、工程表、委託完了届出書、請求書等）

(6) 検査

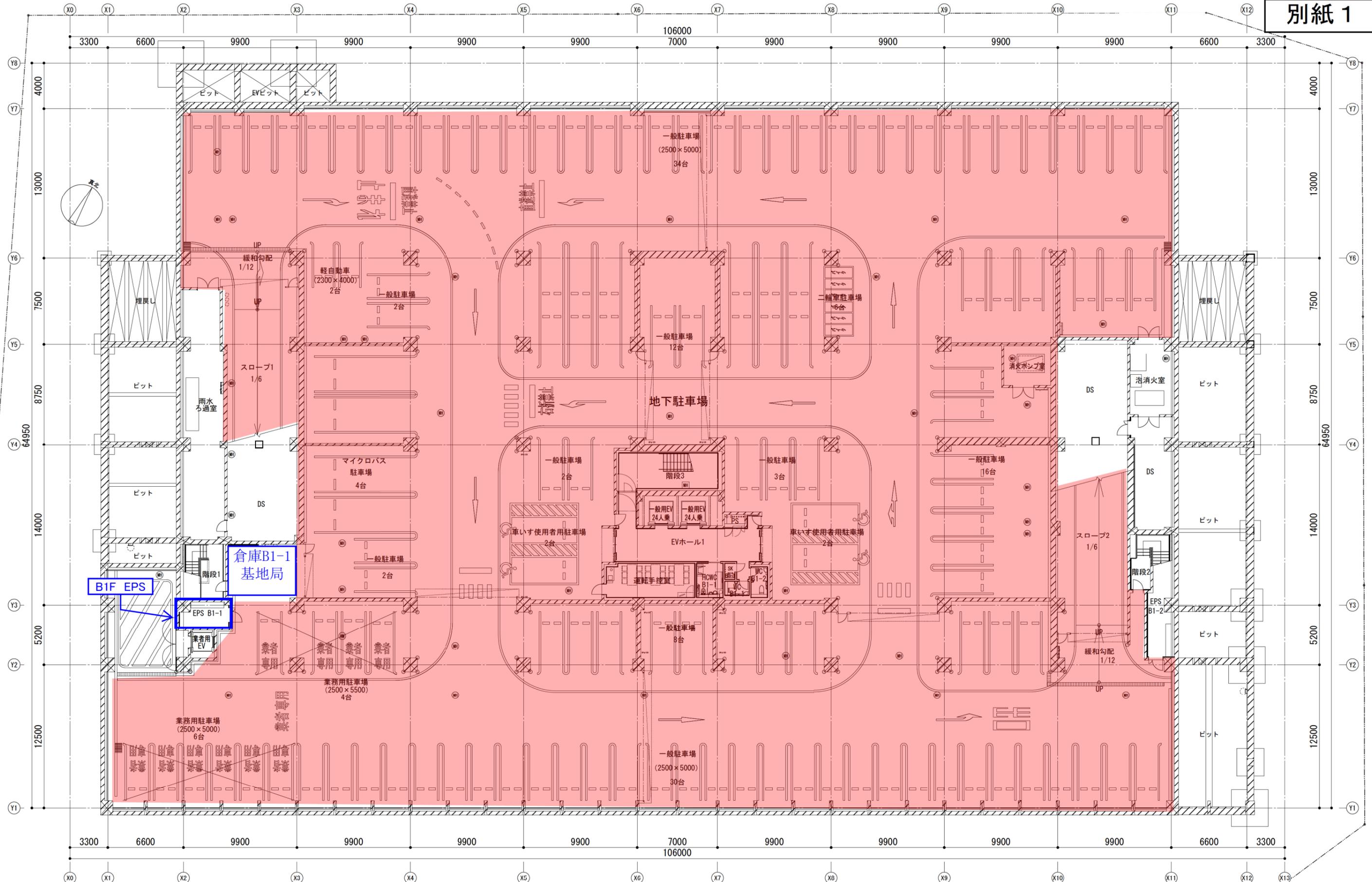
受託者は本委託終了時に委託完了届出書を提出し委託者による検査を受けなければならない。なお検査にあたっては事前に業務実施報告書が提出されているものとし、委託者が本物件内で電波確認を行う場合には協力すること。

(7) 契約代金の支払い

契約代金は検査合格後に所定の手続により支払うものとする。

10 その他

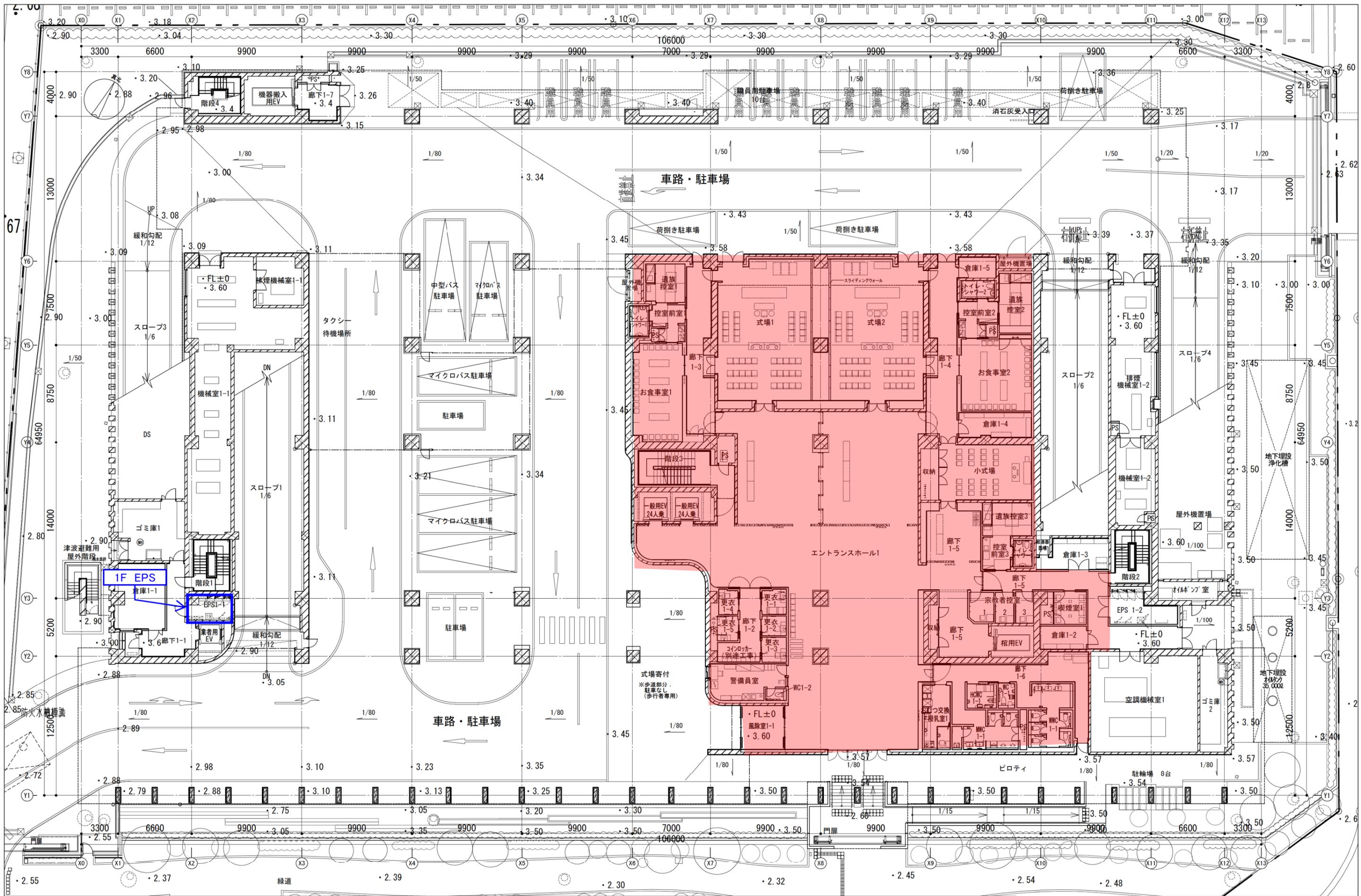
- (1) 9 (4) ウエに記載のとおり携帯電話事業者が費用の一部を負担する可能性がある場合においても、入札書の金額は当該負担金額を差し引かないものとする。
- (2) 本委託は対象範囲内において必要な電波性能の確保を目的としているため、入札（契約）時点から本設備に関連する機器の数量変更が生じたとしてもそれに伴う受託者負担金の変更は行わないものとする。ただし委託者の都合による変更はこの限りではない。
- (3) 本委託業務の履行にあたっては、電気設備工事施工マニュアル（横浜市建築局監修）を参考とすること。



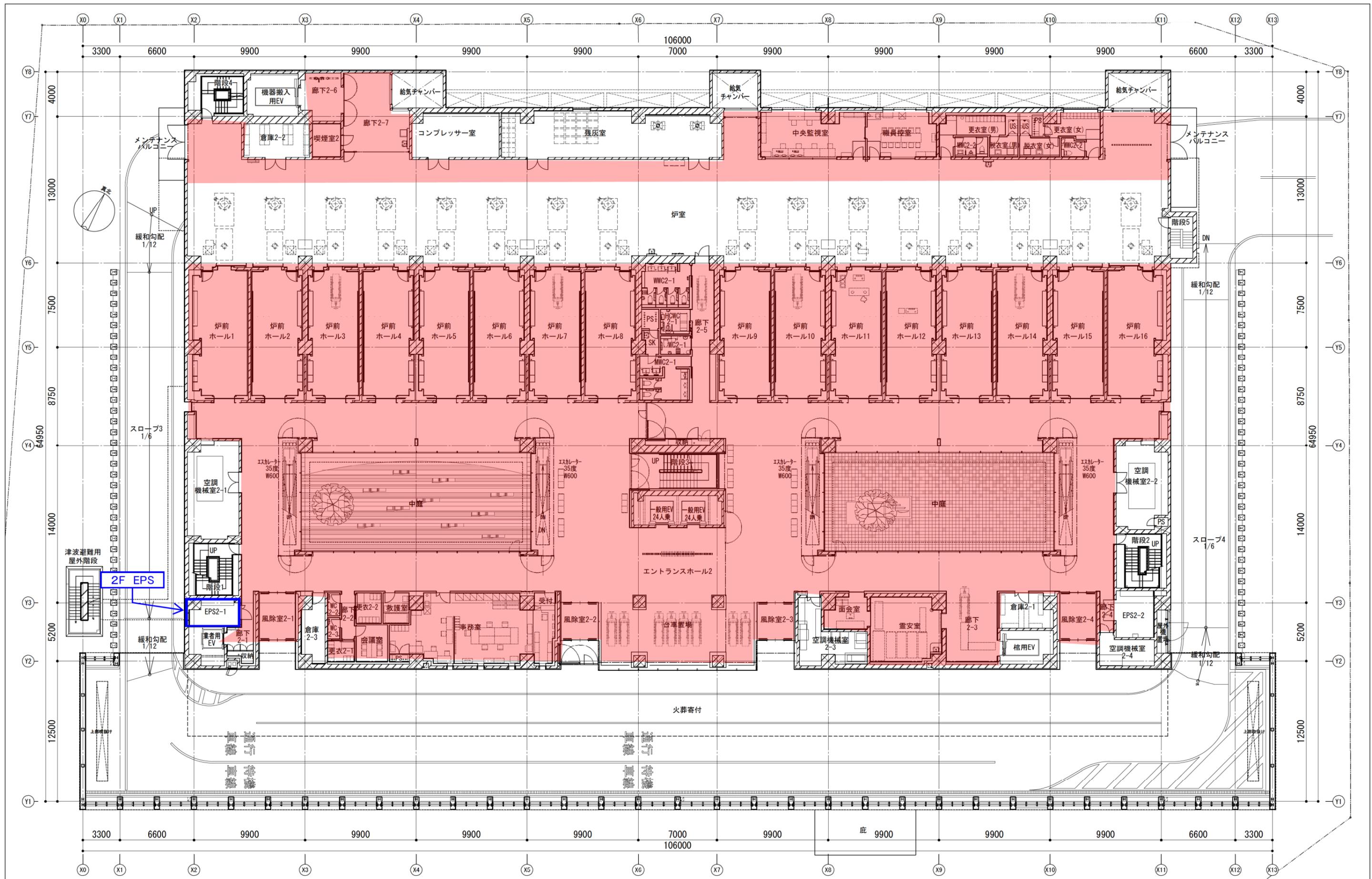
凡例	(MH) マンホール 600φ (防臭タイプ) SUSフラップ付	人通りφ600 欄み金物 (両側)	視覚障害者用注意喚起点字紙
	(MH) 化粧蓋付マンホール (防臭タイプ) 600角SUSフラップ付	上部透気管VPφ100、下部連通管VPφ200半割 (特記なき限り)	視覚障害者用誘導点字紙
	谷場	○ コーナーガードA	
	(L) 上部マンホール,欄み金物		

注記
 ※階段1、階段2、階段3、階段4は屋内避難階段 (建築基準法施行令 第123条)。階段5、津波避難用屋外階段は建築基準法の避難階段ではない。
 ※全階無窓階 (消防法)
 ※各階の駐車場、3階の喫茶・売店は、外部利用なし

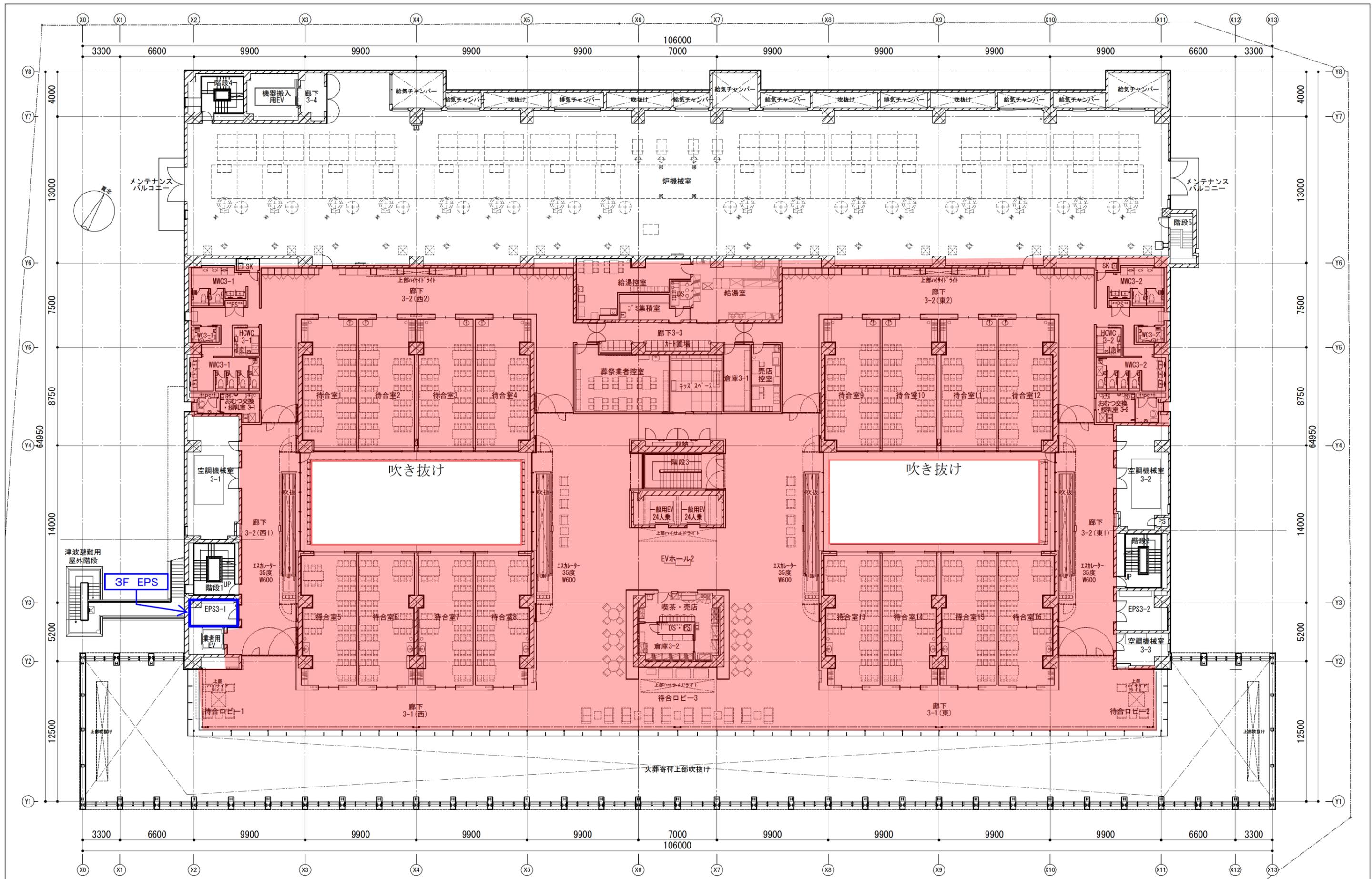
横浜市建築局		工事名	東部方面斎場 (仮称) 新築工事 (建築工事)
年月日	R5.6	縮尺	A1: 1/150 A3: 1/300
設計者	株式会社 石本建築事務所	図面名称	地下1階平面図
一級建築士 登録第313747号 赤崎 格哉		施設番号	機番号 完成 図面 固有番号 図面番号
			A-030



凡例	マンホール 600φ (防臭タイプ) SUSスラップ付	人通りφ600 掘み金物 (両側)	視覚障害者用注意喚起点字紙	注記 ※階段1、階段2、階段3、階段4は屋内避難階段 (建築基準法施行令 第123条)。階段5、津波避難用屋外階段は建築基準法の避難階段ではない。 ※全階無窓階 (消防法) ※各階の駐車場、3階の喫茶・売店は、外部利用なし	室名変更 ・式場 → 葬祭ホール
	化粧付マンホール (防臭タイプ) 600φ SUSスラップ付	上部通気管VPφ100、下部通気管VPφ200半割 (特記なき限り)	視覚障害者用誘導点字紙		
釜場	コーナーガードA				図面番号 A-031



凡例	マンホール 600φ (防臭タイプ) SUSタラップ付	人通りφ600 欄み全物 (両側)	視覚障害者用注意喚起点字紙	注記 ※階段1、階段2、階段3、階段4は屋内避難階段(建築基準法施行令第123条)。階段5、津波避難用屋外階段は建築基準法の避難階段ではない。 ※全階無窓階(消防法) ※各階の駐車場、3階の喫茶・売店は、外部利用なし	室名変更 ・面会室 → お別れ室 ・炉前ホール → 告別収骨室	横浜市建築局 年月日 R5.6 縮尺 A1: 1/150 A3: 1/300 図面名称 2階平面図 設計者 株式会社 石本建築事務所 一級建築士 登録第313747号 赤崎 格哉	工事名 東部方面斎場(仮称)新築工事(建築工事) 図面番号 2階平面図 施設番号 備考 年度 月 日 図面種類 図有番号 図面番号 A-032
	化粧遮付マンホール(防臭タイプ) 600φ SUSタラップ付	上部通気VPφ100、下部通気VPφ200半割(特記なき限り)	視覚障害者用誘導点字紙				
	釜場	コーナーガードA					
	上部マンホール,欄み全物						

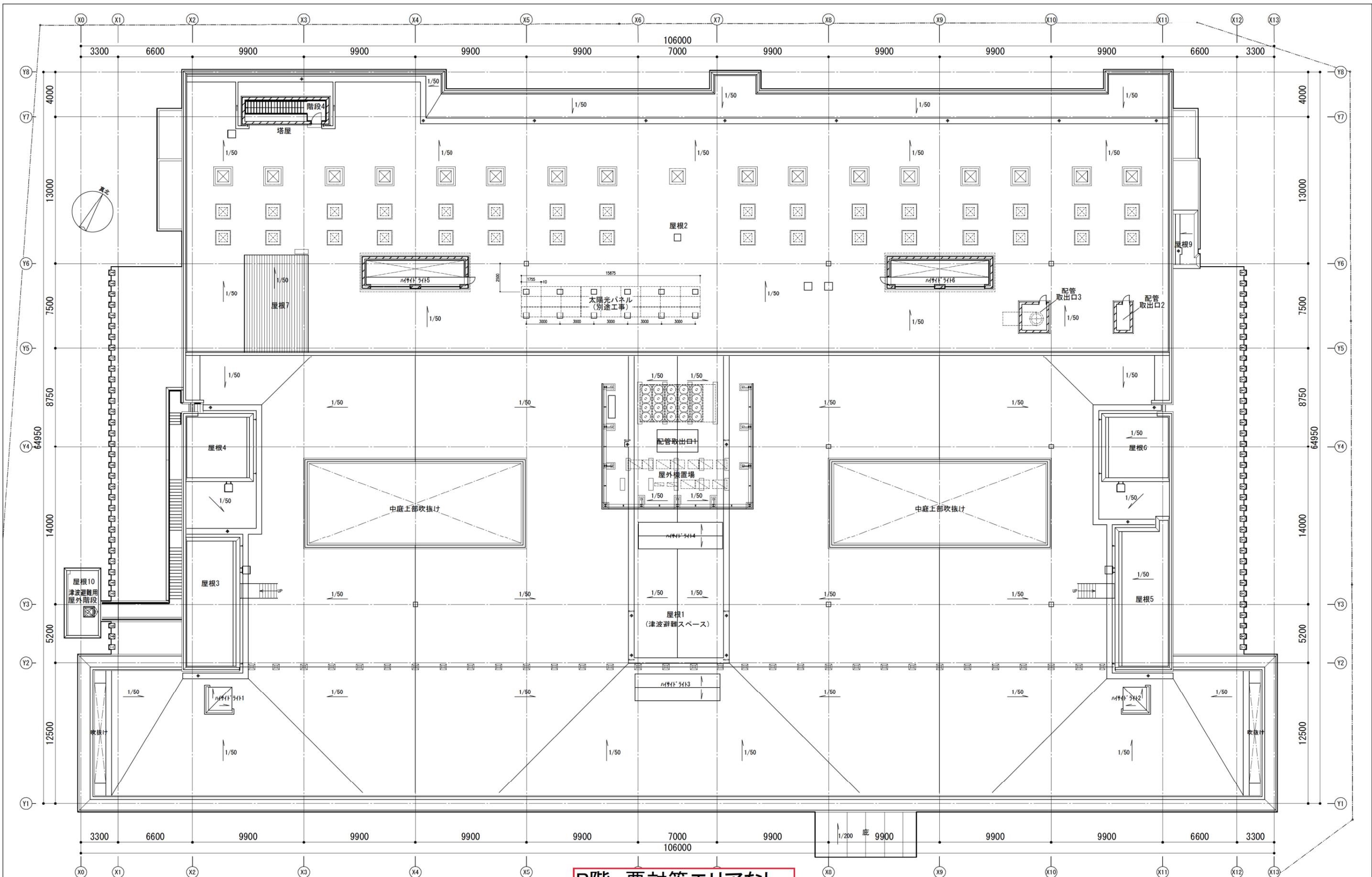


凡例	(MH) マンホール 600φ (防臭タイプ) SUSフラップ付	⊠ 人通りφ600 欄み金物 (両側)	○ 視覚障害者用注意喚起点字紙
	(MH) 化粧遮付マンホール (防臭タイプ) 600φ SUSフラップ付	□ 上部通気管VPφ100, 下部通気管VPφ200半割 (特記なき限り)	■ 視覚障害者用誘導点字紙
	⊠ 蓋場	○ コーナーガードA	
	⊠ 上部マンホール, 欄み金物		

注記
 ※階段1、階段2、階段3、階段4は屋内避難階段 (建築基準法施行令 第123条)。階段5、津波避難用屋外階段は建築基準法の避難階段ではない。
 ※全階無窓階 (消防法)
 ※各階の駐車場、3階の喫茶・売店は、外部利用なし

室名変更
 ・待合室 → 休憩室

横浜市建築局		工事名	東部方面斎場 (仮称) 新築工事 (建築工事)
年月日	R5.6	図面名称	3階平面図
縮尺	A1: 1/150 A3: 1/300	設計者	株式会社 石本建築事務所
設計者	株式会社 石本建築事務所	図面番号	A-033
一級建築士 登録第313747号 赤崎 格哉		図面番号	A-033



R階 要対策エリアなし

凡例	マンホール 600φ (防臭タイプ) SUSラップ付 化粧マンホール (防臭タイプ) 600φ SUSラップ付 釜場 上部マンホール, 摺り金物	人通りφ600 摺り金物 (両側) 上部通気管VPφ100, 下部通気管VPφ200半割 (特記なき限り) コーナーガードA	視覚障害者用注意喚起点字紙 視覚障害者用誘導点字紙
----	---	--	------------------------------

注記
 ※階段1、階段2、階段3、階段4は屋内避難階段 (建築基準法施行令 第123条)。階段5、津波避難用屋外階段は建築基準法の避難階段ではない。
 ※全階無窓階 (消防法)
 ※各階の駐車場、3階の喫茶・売店は、外部利用なし

横浜市建築局	工事名	東部方面斎場 (仮称) 新築工事 (建築工事)					
年月日	R5.6	縮尺	A1: 1/150 A3: 1/300				
図面名称	R階平面図						
設計者	株式会社 石本建築事務所	施設番号	機番	完成	図面	固有番号	図面番号
一般建築士	登録第313747号	赤崎	格				A-035